

審 査 基 準

平成 22 年 6 月 18 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 104 条の 4 第 3 項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第 104 条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）第 107 条第 2 項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第 39 条の 2 の 2（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）第 39 条の 2 の 3（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第 30 条の 9（取消しの申請等）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：自動車運転免許試験場 即日 警察本部運転免許管理課及び警察署 15 日間
申 請 先：警察本部運転免許管理課、自動車運転免許試験場又は警察署の交通担当課
問 い 合 わ せ 先：警察本部運転免許管理課（092-641-4141 内5317）、警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場又は警察署の交通担当課
備 考：